

第5章 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解

5.1 知事意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の6第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの知事意見およびそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 5-1 知事意見およびそれに対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1 全般的事項	
<p>(1) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。</p>	<p>今後の手続を進めるに当たっては、環境影響評価手続きにおける住民説明会のほか、周辺の地域住民に対して、素案段階で事前に情報提供や説明を行い、本事業における環境影響および環境保全について、丁寧に周知・説明し、理解を得るよう努めます。</p>
<p>(2) 焼却施設、リサイクル施設の処理方式および処理フロー、事業実施想定区域周辺での道路整備計画を踏まえた関係車両の走行ルート等、本事業の内容を方法書に具体的に示すこと。なお、計画段階環境配慮書における複数案から当該事業に至った経緯についても記述すること。</p>	<p>焼却施設やリサイクル施設の処理方式や処理フロー、事業実施想定区域周辺での道路整備計画を踏まえた関係車両の走行ルート等、本事業の具体的な内容は方法書に示し、調査・予測・評価の手法を設定しました。</p> <p>なお、計画段階環境配慮書における複数案に基づく事業計画に係る検討経緯については、方法書において記述するとともに、詳細については、調査、予測・評価の検討を踏まえて、準備書以降において記述します。</p>
<p>(3) 方法書以降の手続において、動物・植物や文化財等の計画段階配慮事項に選定されていない環境要素に係る項目を適切に追加し、調査、予測および評価を行うこと。その際、琵琶湖国定公園区域である荒神山、有形文化財の荒神山神社遥拝殿、地域の集落等が事業実施想定区域に近接している地域特性に留意すること。</p>	<p>本事業の内容、事業実施想定区域およびその周囲の自然的状況・社会的状況、計画段階環境配慮書に対する意見等を踏まえ、計画段階配慮事項に選定されていない環境要素に係る項目を適切に追加し、調査、予測および評価を行います。また、その際、事業実施想定区域に近接している琵琶湖国定公園区域の荒神山、有形文化財の荒神山神社遥拝殿、地域の集落等に十分留意します。</p>
<p>(4) 計画段階環境配慮書に係る記述内容に、不十分または不適切な点がみられたことから、方法書以降の図書の作成に当たっては、使用する文献やデータの出典元に誤りがないこと等を確認すること。</p>	<p>計画段階配慮書における複数案の設定根拠については、再整理を行い方法書に記載しました。また、方法書以降の手続においては、使用する文献やデータは、出典元に誤りがないこと等を確認したうえで調査、予測および評価に適切に反映させます。</p>
<p>(5) 事業実施想定区域の一部が土砂災害警戒区域および洪水浸水想定区域（愛知川・宇曾川）に指定されていることから、大雨による土石流、浸水等の自然災害への対策を十分講ずることにより、災害に配慮した施設となるよう検討すること。</p>	<p>事業実施想定区域においては、敷地全体を嵩上げし、建屋内の配置上の工夫（電気室や制御室を2階に配置するなど、重要設備の浸水を防ぐ）により、大雨による土石流、浸水等の自然災害への対策を十分講ずることにより、災害に配慮した施設となるよう検討します。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>(6) 滋賀県の「しがCO₂ネットゼロ」ムーブメント」の推進や資源の有効活用の観点から、サーマルリサイクルやマテリアルリサイクルに関する技術を積極的に導入する等、地域における循環型社会の形成に資する施設となるよう検討すること。</p>	<p>本事業では、新ごみ処理施設整備基本計画（令和元年10月）において、施設整備の理念として、資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基盤施設をあげており、ごみからのマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルを積極的に行い、循環型社会の形成に貢献できる施設整備を検討していきます。</p>
<p>2 個別的事項</p>	
<p>(1) 大気質 焼却方法や排ガス処理方法等、焼却施設の内容を明確にするとともに、排ガスの諸元を適切に設定し、事業実施想定区域に荒神山が近接する等の地勢、煙突周辺の建物形状や気象条件を十分に考慮したうえで調査、予測および評価を行うこと。</p>	<p>大気質に係る調査については、現地における上空風の年間連続観測、現地拡散実験等を実施し、荒神山が近接する等の地勢の影響を考慮した詳細な気象条件を把握します。また、焼却方法や排出ガス処理方法等、焼却施設の内容を明確にするとともに、排出ガスの諸元を適切に設定し、煙突周辺の建物形状を十分に考慮したうえで予測および評価を行います。</p>
<p>(2) 騒音・振動 焼却施設やリサイクル施設の内容および本事業に係る関係車両の走行ルートや通行量等を適切に設定し、調査、予測および評価を行うこと。</p>	<p>騒音・振動に係る調査については、本事業に係る関係車両の走行ルートおよび保全対象の位置を考慮した調査地点を適切に設定し、実施します。また、焼却施設やリサイクル施設の内容および関係車両の通行量等を適切に設定し、施設騒音・振動、道路交通騒音・振動の予測および評価を行います。</p>
<p>(3) 動物・植物 事業実施想定区域およびその周辺には、耕作されていない水田等の湿地や水路が存在していることから、これらの環境に生息または生育する水生生物や湿生植物に係る調査地点を適切に設定し、調査、予測および評価を行うこと。</p>	<p>水生生物や湿生植物については、主要な生息・生育環境として、耕作されていない水田等の湿地や水路に注目し、対象事業実施区域周辺の200mの範囲に調査地点を設定し、調査、予測および評価を行います。</p>
<p>(4) 景観 事業実施想定区域は彦根市景観計画における「田園集落ゾーン」に位置していることから、当該計画の趣旨を踏まえた施設内容や調査地点を設定し、調査、予測および評価を行うこと。 その際、荒神山、荒神山神社遥拝殿、地域の集落等が事業実施想定区域に近接していることに留意するとともに、周辺からの眺望景観についても十分な予測および評価を行えるよう調査地点を設定すること。</p>	<p>景観については、彦根市景観計画に留意し、事業実施想定区域が位置する「田園集落ゾーン」における景観形成基本方針および指針に基づいて本事業に係る景観保全方針を検討します。この景観保全方針に基づいて、計画施設の自然環境等と調和を考慮した施設内容や調査地点を設定し、調査、予測および評価を行います。 また、その際、事業実施想定区域に近接している荒神山、荒神山神社遥拝殿、地域の集落等に留意するとともに、周辺からの眺望景観についても十分な予測および評価を行えるよう調査地点を設定します。</p>

知事意見	事業者の見解
3 その他	
<p>本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、環境基本法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法、彦根市景観計画等の各種法令等を遵守するとともに、対象事業実施区域周辺地域の環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行います。</p>

5.2 彦根市長の意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の6第2項の規定に基づく環境の保全の見地からの彦根市長の意見ならびにそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 5-2 彦根市長の意見およびそれに対する事業者の見解

彦根市長意見	事業者の見解
1. 予測・評価（文化財）	
<p>事業実施区域隣接地の彦根市指定文化財 荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）について、指定文化財としての規制や制限はないが、荒神山神社の宗教活動への配慮が必要と考えられるため、影響調査していただきたい。</p>	<p>方法書において、「荒神山神社遥拝殿」の現況調査および予測評価を計画し、事業の実施による影響について検討します。</p>
2. 予測・評価（景観）	
<p>古城山風致地区（山崎山）も景観資源として位置付けた方がよい。</p>	<p>方法書において、景観資源の「古城山風致地区（山崎山）」の現況調査を計画しました。</p>
<p>主要な眺望点に来客や往来の多い荒神山公園、朝鮮人街道沿道（南、北）、湖岸道路からの施設（煙突）と山の稜線との関係を確認する眺望景観が必要ではないか。</p> <p>設定した主要な眺望点から見える施設では不十分なところがある。荒神山周縁の景観資源（表 5.3-2 中、1,3,5,6,7,8,9,10）を視点場として、荒神山を背景に施設がどのように見える（見えない）かのシミュレーションが必要ではないか。</p>	<p>配慮書では一般的に入手可能な文献資料等で確認された主な眺望点からの計画施設を含む眺望景観を調査対象としました。</p> <p>ご意見を踏まえ、方法書において、荒神山公園、朝鮮人街道沿道、湖岸道路などの眺望点の現況調査を計画しました。また、準備書においては、これらの眺望点からの荒神山や山崎山を背景とした計画施設の見え方について予測を行います。</p>
<p>視対象（当該施設）の方向を見た写真が必要ではないか（見えないことを示すもの）。視対象を背後にした写真は本調査での必要性は低い。</p> <p>本来は、荒神山（山崎山を含む）が大きな視対象となるため、上記のような山以外の視点場から見た眺望景観を考えた時に、荒神山や山崎山の稜線と施設（煙突）との関係を確認する必要があるのではないか。</p>	
<p>朝鮮人街道・湖岸道路等から荒神山や山崎山を背景とした視対象としたときのフォトモンタージュでの予測結果が必要ではないか。</p>	
<p>山崎山の視点場において、施設（煙突）側を見た時に、どう映るのかの確認も必要ではないか。</p> <p>予測結果において、景観資源としていない高取山の山並みのスカイラインが含まれることについて、高取山の景観が重要であることの説明を加えるべきではないか。</p>	<p>配慮書において文献を元に山崎山城址を主要な眺望点として選定していますが、当該箇所から事業実施想定区域方向は視認できないことを確認しています。</p> <p>ご意見を踏まえ、方法書において、地域の景観特性を踏まえた適切な視点場や景観資源について再検討を行い、現況調査を計画しました。</p>

5.3 一般意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の5第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの一般の意見ならびにそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 5-3 一般意見およびそれに対する事業者の見解

一般意見（概要）	事業者の見解
1 事業の目的および内容	
<p>荒神山正面の山麓に広域のごみ処理施設が建設されることから風評被害による神社としての損失を心配しています。施設建設による神社等への科学的・物理的な影響調査と、実感的・心情的な影響について十分に検討いただきたい。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、滋賀県環境影響評価条例に基づき、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査・予測を行うとともに、必要な環境保全措置の検討を行い、周辺地域の環境の保全に配慮した事業計画の立案を行ってまいります。</p> <p>具体的には、焼却施設の煙突排出ガス、各施設からの騒音・振動、施設存在による眺望景観への影響等について、科学的・物理的、実感的・心情的な影響調査を行います。今後の方法書以降の手続きにおいては、現地の環境の状況を把握したうえで、各影響の予測評価を行い、必要な環境保全対策を検討することで、風評被害が生じることのないよう努めます。</p> <p>また、整備するごみ処理施設そのものについても、環境面での法令遵守はもとより、ごみ処理以外の機能（啓発機能・自主避難所機能等）を併せ持った親しまれる施設になるよう努めることで、神社の尊厳を害することのないよう努めます。</p>
<p>礼拝施設である遥拝殿から出来る限り対象施設を遠ざけていただきたい。</p>	<p>配慮書において、施設の配置に係る複数案を設定のうえ、騒音・振動および悪臭に係る影響の程度について評価を行いました。</p> <p>今後、配慮書の検討結果を踏まえて、施設の配置計画を検討し、準備書段階で予測・評価のための事業者案をお示しする予定です。</p>
<p>ごみ処理施設の煙突より高くて近い距離に神社（礼拝所）があるような例が他にあれば調べていただきたい。</p>	<p>ごみ処理施設の近傍に神職が常駐すると考えられる神社が存在する例について今後調査を行い、環境影響評価や事業計画の策定にあたって参考とします。</p>
<p>彦根市・犬上郡・愛荘町全域からの家庭ごみが、荒神山神社の正面麓に位置する場所に集められること、長期的に礼拝施設より低い位置にある煙突から排気が行われる状態は、公然と崇敬の対象物の尊厳を害する不敬行為と感じられる。</p>	<p>方法書以降の手續において、煙突排出ガスの影響を対象とした現況調査、予測および環境保全措置の検討を行います。崇敬の対象物である荒神山神社の尊厳を害することのないよう、周辺地域も含めた環境保全に努めます。</p>

一般意見（概要）	事業者の見解
<p>3 炉×50t/日、もしくは 150t/日以上処理能力となる施設にして頂きたい。(災害時対応を含めると 3 炉×80t/日、24 時間稼働も検討いただきたい。)</p> <p>リサイクル施設も 50～60t/日などの大規模施設としていただきたい。</p>	<p>焼却施設の炉数については、本施設の施設整備基本計画において 2 炉構成および 3 炉構成の比較検討を行っております。その結果、建設費や維持管理費、必要面積等が相対的に低くなり、経済性および周辺環境との調和の観点で優位と考えられる 2 炉構成で計画することとしました。</p> <p>配慮書で示した焼却施設とリサイクル施設の処理能力の計画値は、施設整備基本計画の中で実施した将来のごみ量予測に加え、焼却施設については災害廃棄物の受入れも考慮して設定したものです。今後、1 市 4 町統合の一般廃棄物処理基本計画を策定していく中で、改めて処理能力の計画値も検討していきます。</p>
<p>水銀値において、法規制基準値が新ごみ処理施設公害防止基準と同じ「$30\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$以下」であるが、当新ごみ処理施設をもっと厳しく設定すべきである。</p> <p>十二分に環境に配慮していただきたい。</p>	<p>本施設の排出ガス処理の方式としては、排出ガス中への活性炭吹込み+バグフィルタでの捕集を行う計画であり、これは水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出抑制対策として、一般廃棄物焼却施設に求められる「利用可能な最良の技術」として定められたものであり、水銀における法令の公害防止基準値「$30\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$以下」を遵守する計画としています。</p> <p>煙突排出ガス中の水銀濃度は、水銀含有廃棄物（水銀体温計・血圧計など）が焼却対象物に混入した時に、瞬時的に否応なく高い値となります。瞬時的に煙突排出ガス中の水銀濃度が高くなった際には、緊急的に活性炭吹込量を増やす等により濃度の低下を図ります。したがって、投入されるごみの影響を大きく受けてしまうため、施設として自主基準値を厳しく設定することができません。</p> <p>排出ガス中の水銀濃度低減のためには、水銀含有廃棄物の分別排出徹底が最も有効です。水銀含有廃棄物が可燃ごみと分別して排出・処理されるよう、啓発を進めてまいります。</p>
<p>町内を通る県道 2 号線に関して、工事車両や新施設開設後の主要なごみ収集運搬車両の搬入路となることで、交通事故の多発が憂慮されるため、中沢信号交差点および県道 2 号線の狭隘箇所の解消を図っていただきたい。</p>	<p>供用開始後のアクセス道路については、現在彦根市が整備計画の検討を行っています。施設周辺の道路整備は、安全面も含め、彦根市の道路整備計画の中で検討されます。</p> <p>また、工事用車両の走行ルートの設定に当たっては地元住民の意見を勘案しつつ道路管理者と協議の上設定します。</p> <p>これを踏まえ、方法書以降の手続きにおいて、工事用車両、ごみ収集運搬車の走行による影響について調査、予測・評価を実施します。</p>

一般意見（概要）	事業者の見解
<p>交通量の分散化を図るとともに、主要な搬入路の変更をしていただきたく、町内西側に位置する安食川の右岸側に新設道路を敷設していただきたい。</p>	<p>施設周辺の道路整備にあたっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備を行います。方法書において、彦根市が計画している市道整備計画における事業実施想定区域へのアクセスルートを示しました。</p>
<p>環境配慮書にはゴミ等の外部の搬入、搬出路が示されていないが、早期に開示していただきたい。</p>	<p>施設周辺の道路整備にあたっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備を行います。方法書において、彦根市が計画している市道整備計画における事業実施想定区域へのアクセスルート（ゴミ等の搬入・搬出路）を示しました。</p>
<p>今回の計画で、宇山崎内の道路に毎日 400～500 台以上の車の出入りがないように配慮してほしい。現在山崎の字内の道路交通量が現在以上となることは避けていただきたい。</p>	<p>施設周辺の道路整備にあたっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備を行います。方法書において、彦根市が計画している市道整備計画における事業実施想定区域へのアクセスルートを示しました。</p> <p>アクセスルートの設定にあたっては、可能な限り既存の集落内道路の通行は避けるように検討します。また、毎日 400～500 台以上の車両の出入りは、現在の彦根市清掃センターへの直接持込車両が多いことによります。今後、新施設の稼働に向け、出入り車両の台数の低減を図ってまいります。</p>
<p>整備事業に係る基本計画の中に、各圏域ポイントでの有害物質の定点観測ポストを設置していただきたい。</p>	<p>方法書以降の手続において、大気質の影響に係る詳細な調査、予測を行い、必要な環境保全対策を検討のうえ施設計画に確実に反映することにより、周辺地域の環境を保全します。</p> <p>定点観測ポストにつきましては、施設の外に観測機を設置すると、施設稼働以外の影響を受ける可能性が高く、施設稼働による直接的な影響把握を行えません。したがって、本施設においては、煙突出口において排出ガス中に含まれる有害物質濃度のモニタリング設備を設置し、排出ガス中の大気汚染物質に係る公害防止基準値を確実に遵守するとともに、その結果を適切に公開することにより、周辺環境への影響の防止を図ってまいります。</p>

一般意見（概要）	事業者の見解
<p>定点観測ポイントと中央コントロール間を結び、運転状況における各有害物質の飛散量のチェック、また施設整備の運転の停止、点検等を行い、住民が安心して生活できる整備事業であってほしい。</p>	<p>方法書以降の手続において、大気質の影響に係る詳細な調査、予測を行い、必要な環境保全対策を検討のうえ施設計画に確実に反映することにより、周辺地域の環境を保全します。</p> <p>施設の稼働にあたっては、煙突出口において排出ガス中に含まれる有害物質濃度のモニタリング設備を設置し、排出ガス中の大気汚染物質に係る公害防止基準値の遵守を徹底します。また、必要な点検等を行い、施設の安定稼働および周辺への環境負荷の低減、住民の皆様が安心して生活できる環境の確保に努めます。</p>
<p>2 計画段階配慮事項の選定</p>	
<p>計画段階配慮事項に荒神山神社についても選定されるべきであり、荒神山神社の環境への万全の配慮と安心の確保に積極的に取り組んでいただきたい。</p>	<p>荒神山神社については、方法書以降の手続きにおいて、事業の実施により影響が想定される評価項目を設定し、調査、予測評価を行い、環境への万全の配慮と安心の確保に努めてまいります。</p>
<p>3 計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の結果</p>	
<p>ごみ処理施設および煙突排気口から荒神山神社拝殿までの距離、高低差、年間の風向、排気の流れや騒音、異臭の影響等について調査の上、説明して頂きたい。</p>	<p>方法書以降の手続において、大気質や騒音、悪臭を評価項目に選定のうえ、事業実施想定区域および周辺地区における環境調査、施設の稼働等に係る影響の予測および必要な環境保全措置の検討を行います。なお、各影響の予測にあたっては、ごみ処理施設および煙突排気口から荒神山神社拝殿までの距離、高低差、年間の風向、排気の流れや騒音、悪臭の現況等について調査を行います。</p>
<p>景観について、ごみ処理施設と荒神山が重なって見える様々な場所（彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町・愛荘町・東近江市（旧湖東町や愛東町））の各地点からの景観をお示しいただきたい。</p>	<p>方法書以降の手続において、景観資源、眺望点の再検討を行い、事業実施想定区域周辺を視点場として荒神山を背景にしたときのごみ処理施設の見え方について検討を行います。</p> <p>なお、施設の存在に伴う景観に係る環境影響を受ける恐れがあると認められる範囲は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省監修）より事業実施想定区域から半径3km程度と想定されるため、この範囲に含まれる彦根市および豊郷町を対象に調査、予測および評価を行うことを想定しています。</p>

一般意見（概要）	事業者の見解
<p>ごみ処理施設や煙突が、神社が鎮座する荒神山山頂の前にどのように見えるかを確認し、景観による影響を示していただきたい。</p>	<p>方法書以降の手續において、景観資源、眺望点の再検討を行い、事業実施想定区域周辺を視点場とし、神社が鎮座する荒神山山頂を背景にしたときのごみ処理施設の見え方について検討を行います。</p> <p>なお、施設の存在に伴う景観に係る環境影響を受ける恐れがあると認められる範囲は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省監修）より事業実施想定区域から半径3km程度と想定されるため、この範囲に含まれる彦根市および豊郷町を対象に調査、予測および評価を行うことを想定しています。</p>
<p>煙突の高さ Y 案 80m では航空法の制約より煙突面を赤色で着色することになっているが、その場合の眺望景観への影響等について言及されていないのはなぜか。</p>	<p>航空法において、地上高さ 60m 以上の建築物にはその規模や立地条件に応じて航空障害灯または赤色の昼間障害標識を設置することとなっています。配慮書の段階ではこれらの設置内容は未定であるため煙突高さの違いによる影響について検討を行いました。今後の事業計画の検討において、航空法に基づく措置が必要となった場合には、煙突の色彩も考慮の上、景観への影響を検討します。</p>
<p>4 その他</p>	
<p>6月9日～6月22日まで「配慮書」を借用したい。</p>	<p>配慮書は、縦覧期間後も引き続き当組合ホームページでご覧いただくことが出来ます。また、縦覧期間後ご要望があれば貸し出しにも対応します。</p>
<p>配慮書の縦覧期間を、意見書提出と同じ6月22日まで伸ばしてほしい。</p>	<p>配慮書は、縦覧期間後も引き続き当組合ホームページでご覧いただくことが出来ます。縦覧期間後ご要望があれば貸し出しにも対応します。</p>
<p>配慮書の縦覧期間と、意見書提出期間を合わせてほしい。</p>	<p>滋賀県環境影響評価条例において、配慮書の縦覧期間は1月間と定められていますが、意見書提出期間に関する規定はありません。</p> <p>一方、同条例において、環境影響評価方法書の縦覧期間は1月間、意見書提出期間は縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間とされています。</p> <p>本事業においては、配慮書の縦覧等について、方法書に係る規定を参考に、縦覧期間および意見書提出期間を設定しました。</p> <p>なお、配慮書は縦覧期間後も引き続き当組合ホームページでご覧いただくことが出来ます。また、縦覧期間後ご要望があれば貸し出しにも対応します。</p>

一般意見（概要）	事業者の見解
<p>配慮書は誰が作り、誰が監修しているのか。基準を厳しくすればするほど、財源が増える。近隣府県での施設と比較して、設定基準等遜色のない施設を作っていただきたい。</p>	<p>配慮書は本組合がコンサルタントの協力を得ながら作成しました。</p> <p>配慮書に記載している公害防止基準値は、施設整備基本計画検討委員会からのご意見も踏まえて適正に設定しており、現在の彦根市清掃センターよりも厳しい基準値となっているほか、全国の施設と比較しても十分低い値となっております。新施設の供用後は現在の彦根市清掃センターは廃止となりますので、施設の更新により環境の改善が図られるものと考えております。今後の施設計画においても、多くの方々からのご意見を踏まえて、より良い施設を目指して検討を進めてまいります。</p>
<p>建設当時の職員さん達にとっても後々まで誇れる環境に十二分に配慮した施設となる様、ご尽力ください。</p>	<p>多くの方々からのご意見を踏まえて、環境に十二分に配慮したより良い施設を目指して検討を進めてまいります。</p>
<p>山崎山の崩壊防止対策事業、土砂災害防止法の際のように、地元と協力して事業を進めて頂きたい。</p>	<p>地元の住民の皆様のご理解とご協力を賜りながら、災害防止、環境保全に配慮して事業を進めてまいります。</p>